

「作業環境測定基準等の一部を改正する告示（案）に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見について

令和 6 年 4 月 1 0 日  
厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課

標記について、令和6年2月7日から令和6年3月7日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただき、うち3件は本件に関する御意見、残り1件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>【試料採取方法及び分析方法について】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ニッケル化合物と金属ニッケルを選択して捕集、又は分離して分析する方法はあるか。</li><li>・面速 19cm での捕集は、ニッケル化合物のレスピラブル粒子を捕集するために設定されたと認識している。レスピラブル粒子捕集であれば「鉱物性粉じん」「マンガン及びその化合物」の測定で使用する分粒装置が使用可能と考えるが如何か。</li><li>・現在、A 測定ではニッケル化合物は面速 19cm で捕集となっているが、個人サンプリング法でも同様に面速 19cm で捕集する必要があるか。</li></ul>	<p>ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）の捕集及び分析は、ニッケルについて行いますので、金属ニッケルと分離することはできません。</p> <p>ニッケル化合物のA測定において、試料採取機器の面速 19cm を定めているのは、インハラブル粒子を測定するという趣旨です。</p> <p>また、令和5年度化学物質管理に係る専門家検討会における検討の結果（第4回資料4-3）、総粉じん（作業環境測定において分粒装置を使用しないで測定する粉じん）とインハラブル粒子については、両者ともに、全ての粒子という趣旨で定義されているため、実質的に同じものと解釈することが自然である、と整理とされ、作業環境測定において両者の捕集効率をあえて区別する必要はないとされました。このため、個人サンプリング法において、インハラブル粒子の捕集特性を想定した試料採取機器の面速等の設定は行わない予定です。また、通達で規定している、A測定における面速の設定も削除する予定です。</p>

2	<p>【測定方法について】</p> <p>改正の内容の 1 測定基準の改正(1)の内容で、「別紙の表の左欄に掲げる物質（14 物質）に係る作業環境測定については、個人サンプリング法によるデザイン及びサンプリングを行うことができることとする。」という記載がある。既存の測定方法と個人サンプリング方法のどちらを採用してもよいと考えてよいか。</p>	<p>事業者において、固定点による作業環境測定（A・B測定）か、個人サンプリング法による作業環境測定かのいずれかを選択することになります。</p>
3	<p>【施行までの期間について】</p> <p>分析方法などの追加として選択可能とするものは、準備出来次第逐次採用するだけなので経過措置は要らないのではないか。</p>	<p>分析方法等を追加するにあたって、測定機関等への周知等のために一定の時間が必要であるため、告示から適用までの期間は必要と考えています。</p>

○ 本改正告示案とは直接関係の無い御意見

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>金属ニッケルを特化物にすべきとのご意見。</p>	<p>今後の制度改正における参考とさせていただきます。</p>